

個別施設計画

令和4年1月



岩内・寿都地方消防組合

目 次

第1章 計画の目的と位置づけ

1	計画の目的と位置付け	1
2	計画期間	1
3	計画の対象施設	1
4	標準耐用年数の設定	1

第2章 個別施設計画

1	基本的な考え方	2
2	個別施設計画	3
(1)	岩内消防署所管	3
(2)	寿都支署所管	8
(3)	島牧支署所管	19
(4)	黒松内支署所管	30
(5)	共和支署所管	34
(6)	泊支署所管	48
(7)	神恵内支署所管	52

第1章 計画の目的と位置づけ

1 計画の目的と位置付け

地方公共団体においては、過去に整備した公共施設等が耐用年数の経過に伴い、今後更新時期を迎えることが想定されますが、財政状況が厳しいことから長期的な視点で財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

こうしたことから、当組合では、令和3年3月に「公共施設等総合管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定し、保有・管理する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設の管理に関する基本的な方針等を示したところですが、施設ごとの具体的な整備については、個別施設計画に委ねることとしました。

本計画は、管理計画の下位に位置づける計画とし、管理計画で定めた方針等を踏まえ、施設ごとの方向性を検討し、長期的な視点に立った効率的な維持管理を行うとともに、財政負担の軽減及び平準化を考慮した消防施設の長寿命化を推進することを目的とします。

2 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。なお、社会情勢等によって公共施設等を取り巻く状況は変化するため、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

3 計画の対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、当組合が保有・管理する消防関係施設のうち、以下に掲げる建物とします。

- ・岩内消防署庁舎
- ・消防署支署庁舎
- ・消防団施設（消防団車両格納庫、詰所）
- ・庁舎附属施設

4 標準耐用年数の設定

施設の寿命を想定する指標としては、法定耐用年数が存在しますが、実際には、法定耐用年数を超えて使用する 경우가一般的です。そのため、今後の施設の維持、長寿命化等の目安として、管理計画を参考に標準耐用年数を次のとおり設定し、個別施設の今後の方針を決める上での参考とします。

- ・鉄筋コンクリート造（RC造）：建替え60年／大規模改修30年
- ・重量、軽量鉄骨造（S造）：建替え60年／大規模改修30年
- ・ブロック造（CB・SB造）：建替え60年
- ・木造（W造）：建替え30年

第2章 個別施設計画

1 基本的な考え方

当組合の運営に係る経費は、主として構成町村からの負担金で賄われていますが、今般の経済情勢や人口減少等に伴い、構成町村財政は非常に厳しいものと推測されます。そのため、「管理計画第1章 5 消防施設の維持管理・修繕等に係る経費について」にあるように、現時点で標準耐用年数を経過しているすべての施設を更新することは、非常に難しい状況となっています。また、標準耐用年数経過後に一律に更新するという考え方も財政負担の平準化の観点から適当ではありません。

今後は、構成町村に対する財政負担の平準化と施設の長寿命化を基本に、消防需要を見極めながら、最も効率的・効果的な方法で維持管理を行うとともに、施設の大規模改修、建替え又は統廃合について協議、検討を進める必要があります。

【消防施設の更新整備にあたっての基本的な考え方】

- ① 消防団施設については、消防力の向上や運用効果の改善に繋がることが期待できる場合、その効果を早期に発現できるよう、標準耐用年数を経過していなくても、適正配置に向けた整備等の検討を行うこととします。
- ② ①以外の施設については、定期的な診断と計画的な維持管理により標準耐用年数からの更なる長寿命化を進めながら、財政の平準化を図れるよう大規模改修又は建替え時期を検討することとします。

上記の考え方を基本として、施設の更新、除却、大規模改修等の対象となる消防施設の整備時期について、今後協議、検討することとします。